

## 板橋区避難行動要支援者名簿制度運営要綱

(平成26年7月10日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な区民の情報を、板橋区避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に記載し、避難支援等の実施に携わる、地域における支援組織・機関（以下「地域支援組織」という）に提供することにより、平素から地域の自主的な支えあいの強化を図ることを目的とする。

### (地域支援組織への情報提供)

第2条 区は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定に基づき、次に掲げる地域支援組織に対し、名簿記載事項を外部提供することに関し本人同意を得た者の名簿を提供する。

- (1) 災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、板橋区における自主防災組織として位置づけられた住民防災組織
- (2) 地域センター区域を管轄する民生・児童委員で構成された協議会
- (3) 板橋区社会福祉協議会
- (4) その他、区が必要と認める福祉関連事業者、公益的な活動を行う機関及び避難支援等の実施に携わる組織

2 災害により要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、名簿記載情報を外部提供することについて、本人の同意を得ていない者及び同意未確認者を含めた名簿を前項に掲げた地域支援組織に提供する。

### (名簿記載対象者)

第3条 名簿の記載対象者は、次のとおりとする。ただし、介護施設・福祉施設に入所している者、もしくは入所が決定している者は、名簿記載対象者としなない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害程度等級が1級、2級又は3級の者（免疫機能障害を起因とする手帳保持者を除く。）
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月28日民児精発第58号）の規定により、愛の手帳の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が1度、2度又は3度の者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態区分について要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者。
  - ア前2号の要件を満たす者と同居している者
  - イひとり暮らしである者
  - ウ他の世帯員が全て65歳以上である者
  - エ他の世帯員が全て要介護3～5である者
- (4) 区が自力で避難するのが困難だと認めた者

(名簿記載項目)

第4条 名簿記載事項項目は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) ファックス番号
- (7) 要介護認定
- (8) 身体障害種別
- (9) 身体障害等級
- (10) 愛の手帳度数
- (11) 自力避難が困難な理由及び備考
- (12) 高齢者見守り名簿への記載の有無
- (13) 要医療援護者名簿への記載の有無

(個人情報保護)

第5条 名簿の提供を受けた地域支援組織は、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）及び東京都板橋区個人情報保護条例施行規則（平成9年板橋区規則第19号）を遵守しなければならない。

(運営事務)

第6条 この要綱に関する事務は、危機管理部地域防災支援課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。